

中津市中山間地域活性化支援事業（提案型）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 中津市中山間地域活性化支援事業（提案型）補助金（以下「補助金」という。）の交付については、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、旧下毛郡の三光村、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町（以下「旧下毛地域」という。）の様々な主体が行う公益的な事業（以下「補助事業」という。）を広く公募し、市が補助することにより、旧下毛地域内の地域及び経済の活性化を図ることを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

第3条 市長は、次項に規定する補助金の交付の対象となる団体（以下「補助事業者」という。）が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- （1） 主たる活動の場が旧下毛地域内にあり、自主的かつ自発的な運営が行われていること又はその見込みがあること。
- （2） 18歳以上の構成員3人以上（同一世帯又は事実上同一世帯と市長が認める者を除く。）で組織され、当該構成員の2分の1以上が旧下毛地域内に在住であること。
- （3） 営利を目的とした団体でないこと。
- （4） 政治的活動又は宗教的活動を目的とする団体でないこと。
- （5） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- （6） 組織の運営に関する規約、会則、銀行口座等があり、会員等の名簿を備えていること。

(7) 設立趣旨又は活動内容その他の事項により補助の対象として適当でないと認められる団体でないこと。

3 補助金は、1 団体につき 1 事業に対し交付する。この場合において、当該事業は、補助事業者が新たに自主的又は主体的に企画又は実施する公益的なものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 第 5 条に規定する審査会において旧下毛地域の地域活性化及び経済活性化に寄与すると認められる事業であること。

(2) 予算の収支等が適正であること。

(3) 補助金の交付期間の終了後、自立した運営が行われる見込みがあること。

(4) その他市長が必要と認める要件を満たすこと。

4 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかであるときは、補助金の交付対象としない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業

(2) 宗教、政治又は選挙に関する活動を目的とする事業

(3) 特定の個人又は団体のみが受益者となる事業

(4) 地域住民の交流会、地域行事等、主に地域住民のみが関わる事業

(5) 既に市からこの補助金以外の補助金、助成金その他の給付を受け、又はこれらの給付の対象となる事業

(6) その他市長が不適当と認める事業

5 補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助金の交付期間は、別表のとおりとする。この場合において、補助対象経費として申請できる経費は当該年度に係るもの（第 6 条の規定による補助金の交付の決定より前に一部実施済み又は実施中の補助事業に係る経費を含む。）とし、補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（補助金の交付の申請）

第 4 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金の交付の申請は、中津市中山間地域活性化支援事業（提案型）補助金交付申請書（様式第 1 号）によるものとし、次に掲げる書類を添え、市長が別に定める期間内に提出するものとする。ただし、初年度の申請に限り、事業開始に際し必要となる調査、設計に関する計画及び経費を含めた内容としなければならない。

- (1) 中津市中山間地域活性化支援事業（提案型）補助金実施計画書（別紙1）
- (2) 中津市中山間地域活性化支援事業（提案型）補助金収支予算書（別紙2）
- (3) 補助事業者である団体（以下単に「団体」という。）に関する調書（別紙3）
- (4) 団体の規約、会則等の写し
- (5) 団体の直近1年間の事業・収支報告書又はこれに代わるものの写し（団体設立の初年度である場合は省略できるものとする。）
- (6) 会員及び役員等の名簿（会員の住所及び生年月日を記載すること。）
- (7) 団体の銀行口座の写し
- (8) 誓約書
- (9) その他市長が必要と認めるもの

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（審査会の設置等）

第5条 補助金の交付の適否及び適正化を図るため、中津市中山間地域活性化支援事業補助金（提案型）審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、副市長、参与、総務部長、企画市民環境部長、各支所長及び産業経済部長で構成し、副市長を会長とする。

3 審査会の事務局は、地域振興・広聴課に置く。

4 会長は、市長が前条の規定による申請を受理したときに審査会を招集するものとし、審査会は、提出された書類又は補助事業者へのヒアリング等により事業内容の説明を求めることにより次に掲げる事項を調査及び審議し、結果を市長に報告するものとする。

- (1) 補助金の交付、増額又は減額、事業の廃止及び事業内容の適否に関することと。

(2) 最長4年間の補助金の交付期間終了後における事業の評価に関すること。

(3) その他補助金等の定期的な見直し又は適正化に関すること。

5 審査会は、補助金等の審査に関して必要があると認めるときは、関係職員の出席及び意見を求め、又は資料の提出を求めることができる。

6 審査会の審査手続及び審査基準は、別に定める。

(補助金の交付の決定等)

第6条 市長は、前条第4項の規定による審査結果の報告に基づき補助金の交付の可否を決定するものとし、当該交付又は不交付の決定の通知は、中津市中山間地域活性化支援事業（提案型）補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により行うものとする。この場合において、市長は、第3条第5項括弧書に規定する経費に係る補助金の交付を決定しようとするときは、補助事業者から、当該経費である旨の届出書その他の書類の提出を受けるものとする。

2 市長は、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 規則第5条第2項の規定による条件は、この補助事業で備品を取得したときは、中津市中山間地域活性化支援事業（提案型）補助金備品台帳（様式第2号の2）を作成するとともに、市長から当該台帳の開示請求があったときは、速やかにこれに応じなければならないこととする。

(変更等の承認)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容、経費の配分若しくは執行計画の変更をする場合又は補助事業の全部若しくは一部を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ中津市中山間地域活性化支援事業（提案型）補助金変更等申請書（様式第3号）により市長の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の2割を超えない範囲内の増減の場合又はあらかじめ申請することができないやむを得ない事情があると市長が認める場合を除く。

(事故報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに中津市中山間地域活性化支援事業（提案型）補助金事故報告書（様式第4号）により市長に報

告し、その指示を受けなければならない。

（交付の決定の変更等）

第9条 市長は、次のいずれかの場合において、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更し、又はその決定の全部若しくは一部を取り消したときは、中津市中山間地域活性化支援事業（提案型）補助金交付決定変更・取消通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

（1） 第7条の承認をした場合

（2） 前条の報告を受けた場合

（3） 補助事業者が規則第14条第1項各号のいずれかに該当する場合

（状況報告）

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について市長の要求があったときは、速やかに中津市中山間地域活性化支援事業（提案型）補助金状況報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第11条に規定する実績報告は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、中津市中山間地域活性化支援事業（提案型）事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

（1） 中津市中山間地域活性化支援事業（提案型）補助金収支決算書（別紙6）

（2） 事業実施に係る写真及び資料等

（3） 事業実施に要した費用の領収書の写し

（4） 中津市中山間地域活性化支援事業（提案型）補助金事業評価チェックシート（別紙7）

（5） その他市長が必要と認めるもの

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定したとき

は、中津市中山間地域活性化支援事業（提案型）事業補助金交付確定通知書（様式第 8 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第 13 条 補助金は、精算払（前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に支払う方法をいう。）又は概算払（交付すべき補助金の額が確定する前に、交付の決定した額の範囲内において支払う方法をいう。）のいずれかによるものとし、補助事業者は中津市中山間地域活性化支援事業補助金精算（概算）払請求書（様式第 9 号）により補助金を請求するものとする。

2 前項の規定により概算払にて交付した補助金の額が、前条の規定に基づき確定した補助金の額に満たないときは、補助事業者はその不足する額について補助金精算（概算）払請求書により請求するものとし、同条の規定に基づき確定した補助金の額を超えるときは、市長はその超える額について規則第 15 条第 2 項の規定に基づき返還を命ずるものとする。

（補助金の返還）

第 14 条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているとき又は補助対象とした事業の継続期間が補助事業の開始初年度から起算して 5 年以下の場合は、当該補助金の全部又は一部の返還及び規則第 16 条第 1 項に規定する加算金の納付を命ずるものとする。この場合において、返還を命ずる額については、返還となった事由を考慮して決定するものとする。

2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して 30 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第 16 条第 2 項に規定する延滞金を課する。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 15 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、中津市中山間地域活性化支援事業（提案型）事業補助金消費税等仕入控除額確定報告書（様式第 10 号）より速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前条第2項の規定は、前項の返還について準用する。

(財産の処分等の制限)

第16条 補助事業者は、規則第19条に規定する承認を受けようとするときは、中津市中山間地域活性化支援事業（提案型）事業補助金財産処分等承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する種類ごと（その種類につき構造若しくは用途又は設備の種類の区分が定められているものについては、その構造若しくは用途又は設備の種類ごと）に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、市長は、承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等の取得価格又は効用の増加価格の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

3 災害等による補助事業の中止又は廃止その他のやむを得ない事情があり、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産を処分しようとするときは、第1項の申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、同項後段に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。

(関係書類等の整備)

第17条 規則第20条に規定する市長が定める期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和5年中地広暦第9号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に完了した事業における第11条から第17条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（令和５年中地広暦第１９号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和５年１２月２５日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の中山間地域活性化支援事業（提案型）補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行前にこの要綱による改正前の中山間地域活性化支援事業（提案型）補助金交付要綱の規定により補助金の交付決定を受けた者についても適用する。

附 則（令和６年中地広暦第１４号）

この要綱は、令和６年８月２３日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象科目	内容
工事請負費	事業を実施する上で拠点となる施設の工事に係る経費（施工業者は、市内に住所又は事務所を有する業者とする。ただし、特殊な施工が必要等、やむを得ない場合はこの限りでない。）
修繕費	事業を実施する上で拠点となる施設の修繕に係る経費（施工業者は、市内に住所又は事務所を有する業者とする。ただし、特殊な施工が必要等、やむを得ない場合はこの限りでない。）
報償費	イベント、研修等において支払われる専門家、講師等に対する謝金等
旅費	イベント、研修等において支払われる専門家、講師等に対する旅費又は事業を進める上で必要な調査研究等に必要な交通費等
備品購入費	継続的な事業を開始するのに際し、必要と認められる備品の購入に係る費用（パソコン、カメラ等の家電製品等、他の事業での利用も可能な汎用性の高いものを除く。）
消耗品費	事業に必要な消耗品の購入費
原材料費	継続的な事業を実施する上で拠点となる施設の整備に際し、築造物（拠点）の構成部分となる材料に係る経費
印刷製本費	事業に必要なパンフレット、ポスター等の印刷代
燃料費	事業に必要な車両又は機械の燃料費
通信運搬費	郵便料（切手又ははがきの費用をいう。）、物品の宅配便、電話料金、インターネット通信代等
保険料	事業の実施に係る保険料
材料費	事業に使用する材料費
委託料	事業に係る施設の工事又は修繕の設計、事業計画作成、ホームページ制作、事業の一部委託等の事業の実施に必要な委託費等（補助事業の初年度において、事業開始前に事業計画を

	作成するための調査等に係る委託に要した経費については、当該経費の額にかかわらず、100万円を補助対象経費の上限とする。)
使用料及び賃借料	車両又は機械の借上料若しくは会場使用料その他の経費
その他	その他事業の実施のために市長が必要かつ適正と認める経費
1 補助率 10分10以内で市長が定める割合 2 補助金の交付期間 最長4年間 3 前項の最長期間における補助対象限度額 1,000万円又は補助金の交付期間の最終年度の翌年度収入見込み額の10倍に相当する金額のいずれか低い金額 4 単年度における補助対象限度額 前項の補助金額の2分の1に相当する金額	